

経理適正化に向けた平成24年度の取組方針に基づく中間進捗状況
及び神戸市経理適正化外部評価専門委員会による評価等

目 次

1	経理適正化に向けた平成 24 年度の取組方針、中間進捗状況等	1
2	平成 24 年度 取組方針に基づく中間進捗状況に対する専門委員による評価等	1
	(1) 組織としての推進に係る提案	3
①	新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化	3
	○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の意見等	5
②	コンプライアンスの中核理念化	5
	○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の意見等	6
③	監査、監察機能を有する機関等の連携強化	7
	(2) 職員の意識改革に係る提案	8
①	職員の意識改革に必要な研修の実施	8
②	新たな事務処理等に関する研修の継続的な実施及び研修効果を高める工夫	8
③	職員の責務の明確化、厳格化	10
	○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の評価	11
	(3) 効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり～に係る提案	12
	《 i 事務処理の理解に係る提案》	
①	職員に対する事務処理の明確化（手続の可視化）	12
②	事業者への周知啓発	12
	《 ii 具体的な事務処理に係る提案》	
①	見積合わせのルール化	13
②	請書受領に関するルール化及びその徹底	13
③	納品検査方法の改善	13
④	備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化	14
	○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の評価及び意見等	15
⑤	物品等以外の専決調達への新たな事務処理の適用	16
	○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の評価	17
⑥	事務処理の例外的処理	18

○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の評価及び意見等	18
----------------------------------	----

《iii 予算執行に係る提案》

① 予算編成システムの運用改善	19
② 予算流用手続の簡素化	19
○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の意見等	20
③ 予算節減のインセンティブを高める取組の推進	20
④ 予算の計画的執行の仕組みづくり	20

《iv モニタリングに係る提案》

① モニタリング可能な帳票類への改善	22
② 所管課による専決調達に対する牽制機能の強化	22
○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の意見等	23
③ 抽出調査の実施	23
④ 会計室と行財政局監察室との連携	23
⑤ 事業者の協力義務の明確化	23
○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の評価及び意見等	23

《V 組織に係る提案》

① 一括調達システムの導入	25
○中間進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員の評価、意見等	27
② 物品等の専決調達も含めた契約事務総括部署の設置	28
③ 新たな事務処理についての相談体制の確立	28

(4) 市民への説明責任に係る提案	30
-------------------	----

1 経理適正化に向けた平成 24 年度を取組方針、中間進捗状況等

平成 24 年 6 月 4 日に開催した第 3 回神戸市経理適正化推進本部会議では、一昨年 5 月の神戸市経理適正化外部検証委員会報告書（以下「報告書」）において経理適正化に向けて速やかに改善すべきとされた 27 の提言に関する平成 23 年度末までの進捗状況の報告とともに、進捗状況に対する経理適正化外部評価専門委員（以下「専門委員」）※による評価、意見等を踏まえ、報告書の提言に関する平成 24 年度を取組方針を決定した。

この取組方針に基づき、本年度も引き続き、不適正な経理処理の再発防止、経理適正化に向けた様々な取組みを展開している。また、進捗状況については、半年程度をめぐり、専門委員による評価等を受け、公表していくこととしており、今回は平成 24 年度中間の進捗状況及びこれに対する専門委員による評価、意見等を公表する。

※神戸市経理適正化外部評価専門委員について

報告書では、市民への説明責任に係る提案として、「再発防止策の実施等に透明性を持たせ、市民からの監視という機能をさらに有効なものとするため、再発防止策の実施状況ならびに検証委員会の報告に対する市の取組の進捗状況について第三者によるモニタリング体制を確立することが望ましい。」（報告書 38 頁）との提言も受けている。

これらの提言を踏まえ、市民への説明責任を徹底するため、報告書の提言を含む経理適正化に向けた様々な取組の実施状況に関する第三者によるモニタリング体制として、平成 24 年 2 月に専門委員を設置し、以下の 3 名の委員に委嘱している。

名 前	備 考
うえたに よしひろ 上谷 佳宏	弁護士（弁護士法人東町法律事務所代表社員） ○神戸市経理適正化外部検証委員会委員
おくたに きょうこ 奥谷 恭子	公認会計士 有限責任監査法人トーマツシニアマネジャー ○神戸市経理適正化外部検証委員会委員
こんたに えいいち 近谷 衛一	元神戸市代表監査委員

2 平成 24 年度 取組方針に基づく中間進捗状況に対する専門委員による評価等

（1）中間進捗状況に対する評価の考え方

経理適正化に向けた様々な取組は、現時点では年度途中で進捗している段階であるため、今回の中間進捗状況の評価では 27 項目全ての進捗状況の評価はしないが、前回の評価（平成 23 年度末）で、B 評価（平成 23 年度当初設定方針の途中段階である）であった 6 項目は、今回の中間進捗状況の段階で、下記により A B C 評価することとなった。また、6 項目以外の提言項目に関しては、委員各自が、特に必要であると判断した場合、現時点での進捗状況に対して意見、提案等を付することとなった。

(2) 評価の時点

平成 24 年 11 月 30 日時点での中間進捗状況

(3) 評価の仕方

専門委員がそれぞれ評価する。

(4) 評価方法

中間進捗状況が、平成 24 年度当初の委員の意見、提案等も踏まえ、平成 24 年度の取組方針どおりに進捗しているかどうかについて下記のとおり評価することとなった。

A 現時点では、ほぼ取組方針どおりには進捗している。

B 現時点では、取組方針どおりに、一定の進捗はしているが、課題もある。

C 現時点では、取組方針どおりには進捗しているとはいえない。

なお、上記の評価に際しては、前回の評価方法と同じく、進捗結果である具体化された仕組みや体制が、不適正な経理処理の再発防止策としての実効性や改善効果があるかどうか、不適正な経理処理のリスク要因を解消するものなのか等の評価に関しては、制度等の運用状況の精査が必要であり、次回以降の評価課題となる。

(5) 前回評価（平成 23 年度末）で B 評価であった提言項目の平成 24 年度の中間進捗状況評価結果

	提言項目	上谷委員	奥谷委員	近谷委員	頁数
1	職員の責務の明確化・厳格化	A	A	A	10
2	備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化	A	A	A	14
3	物品等以外の調達事務への新たな事務処理の適用	B	A	A	16
4	事務処理の例外的処理	A	A	A	18
5	事業者の協力義務の明確化	B	B	B	23
6	一括調達システムの導入	B	A	A	25